小値賀町議会第二回臨時会は、平成十六年八月三日午前十時、小値賀町役場議場に招集された。

一、出席議員　十二名

一番　加山雅徳
二番　土川重佳
三番　小辻隆治郎
四番　浦英明
五番　末永一朗
六番　松永勇治
七番　岩坪義光
八番　伊藤忠之
九番　横山弘蔵
十番　立石隆教
十一番　黒崎政美
十二番　近藤一輝

二、欠席議員　　なし

三、地方自治法第百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

| | | |
|---|---|---|
| 町長 | 山田憲道 | |
| 助役 | 三浦清敏 | |
| 収入役 | 神川清 | |
| 教育長 | 巖充也 | |
| 総務課長 | 大黒泰三 | |
| 住民課長 | 谷良一 | |
| 農林課長 | 松本充司 | |
| 水産商工課長 | 筒井英敏 | |
| 建設課長 | 中村敏章 | |
| 税務課長 | 西村久之 | |
| 診療所事務長 | 吉元勝信 | |
| 空港管理事務所長 | 平野久之 | |
| 教育次長 | 西浩三 | |
| 農業委員会事務局長 | 福田等 | |
| 保育所長 | 松永一誠 | |

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議会事務局長　升水裕司
議会事務局書記　松永清美

五、議事日程

小値賀町議会第二回臨時会
平成十六年八月三日（火曜日）　午前十時零分　開会

第一　会議録署名議員指名（黒崎政美議員・加山雅徳議員）
第二　会期決定
第三　議案第四十六号　公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例案
第四　議案第四十七号　平成十六年度小値賀町一般会計補正予算（第二号）
第五　議案第四十八号　工事請負契約の締結について（小値賀地区統合簡易水道整備事業）

**午前十時零分開会**

**議長（近藤一輝）**　おはようございます。

ただいまの出席議員は、十二名です。

定足数に達していますので、ただいまから平成十六年小値賀町議会第二回臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

**日程第一、会議録署名議員の指名を行います。**

本日の会議録署名議員は、会議規則第百十八条の規定によって、十一番・黒崎政美議員、一番・加山雅徳議員を指名します。

**日程第二、会期決定の件を議題とします。**

おはかりします。

本臨時会の会期は、本日一日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　異議なしと認めます。

したがって、会期は本日一日間に決定しました。

**日程第三、議案第四十六号、公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。**

本案について提案理由の説明を求めます。

**総務課長（大黒泰三）**　議案第四十六号、公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

総務課長

現行の公益法人等への職員の派遣等に関する条例につきましては、派遣職員の給与に関する説明が不十分なため、今回、条例の一部を改正するものでございます。

地方公務員の給与につきましては、地方自治法二百四条の二項により、その勤務の対価としてその者に支払われる給料、手当等を意味するものであり、共済組合負担金、退職手当組合負担金は手当等の中には入らないものでございます。

なお、細部にわたる公益法人等への職員の派遣につきましては、社会福祉協議会との『取決書』の中で謳っております。

これより改正の内容を説明いたします。

第四条の見出し(派遣職員の給与)を(派遣職員の給与等)に改める。

第四条中「給料、扶養手当、住居手当及び期末手当」を「給料、職員手当等」に、「することができる。」を「し、共済組合負担金、退職手当組合負担金は小値賀町が負担する。」に改めるものでございます。

第八条の見出し(単独労務職員である派遣職員の給与の種類)を(単独労務職員である派遣職員の給与等)に改める。

第八条中の「給料、扶養手当、住居手当及び期末手当」を「給料、職員手当等」に、「することができる。」を「し、共済組合負担金、退職手当組合負担金は小値賀町が負担する。」に改めるものでございます。

なお、附則で公布の日から施行し、平成十六年四月一日から適用するものでございます。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

**議長（近藤一輝）**　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

松永議員

**六番（松永勇治）**　これはお尋ねでございますけれども、退職手当組合負担金、この負担金は職員が退職した場合に一時金として支給される手当でございまして、三節・職員手当等に予算措置して支出されているものでありますから、改めて退職手当組合負担金を条文に規定する必要はないかと私は理解しておりますけれども、ご見解は如何ですか。

**議長（近藤一輝）**　総務課長

**総務課長（大黒泰三）**　三節の中の、『職員手当等』と言いますと、職員に支給されるものと思っております。

従来、退職手当組合負担金は、十九節・負担金、補助で組んでた経緯がございます。それを人件費として纏める形の中で

『職員手当等』の中にもってきた経緯があると思われます。
ですから、負担金自体が職員に直接支給されるものではなく、これは退職組合に支給されるものでございまして、『職員手当等』の中に別に『退職手当』という部分は謳われております。
そのように解釈しております。

**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。

**六番（松永勇治）**　以前は、退職組合負担金は『負担金、補助及び交付金』の中で予算化されておりましたけれども、これは、その退職した場合に手当を貰うために職員の一種の手当だと、辞めた時に退職した時に貰うと、いうことで三節の『職員手当等』にもっていかれたっちゅうことであろうと私は思うんですけれども、これはそういうな解釈であればですね、別にいろいろとは申しませんけれども、二重に、条例してる、退職手当組合負担金についてはですね、別にまた改めて掲げておるというのは何か条例としてですね、何かおかしいんじゃないかと、思っておりますけれども、まあそういうな見解であればいたし方ありませんちゅうか、解かりました。

**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。

**十一番（黒崎政美）**　この条文を見る限り、今まで四月から執行した部分についてはどのような手立てを考えているのか、お伺いいたします。

**議長（近藤一輝）**　総務課長

**総務課長（大黒泰三）**　この派遣の要綱につきまして不備な点がございますけど、四月の時点の社会福祉協議会との『取決書』の中には、「『甲』の給与条例の中でこの支給は行う。」ということで解釈しております。
それで、現在、四月から管理職手当等につきましては支給しておりますが、『取決書』の考え方で申しますと、組合負担金等も支給できるんじゃないかと考えております。

**議長（近藤一輝）**　黒崎議員

**十一番（黒崎政美）**　私はですね、条例に基づいて、『取決書』は別にしてやるべきじゃないかっていうふうに考えてるわけですよ、だから、以前の六月の議会で我々が認めたあれにはそういうことになってないわけです。
だから一応…、一応じゃなくして条例に載ってないやつは派遣職員から回収してもらうと、還してもらうと、いうような

ことが当たり前じゃないかと、そうすべきじゃないかと、いうふうに私は思ってますけど…、
だから、あの条例に従って派遣し、ところがやらなくていい職員手当を渡していたと、その分は当然本人から回収すべきじゃないかと、還していただくと、いうふうにもっていかないとおかしいんじゃないですか…、
その後、何らかの手立てをするお考えであれば、含めてご答弁をお願いします。

**議長（近藤一輝）**　しばらく休憩します。

―休憩　午前十時九分―

―再開　午前十時十分―

**議長（近藤一輝）**　再開します。

**町長（山田憲道）**　お答えいたします。
黒崎議員さんのお考えもよく解かるわけでございますが、ただ私達の場合は、職員の人事院勧告のですね、四月に遡るというような感じもあるしですね、そういう考えでおりましたが、そういうことで今後充分ですね、注意してやりたいと思っておりますので、どうかご理解をよろしくお願いしたいと思います。

**議長（近藤一輝）**　黒崎議員

**十一番（黒崎政美）**　まあ解からんわけでもないんですけどね、条例に謳われてないことを執行しているわけですよ、
それやったら当然、「それは間違いでした。」と、だから本人から「還して下さい。」と、ち言うのが私は筋だと思いますよ、条例にないことを執行しているんだから…、私はちょっとその辺は納得いきませんね。
だから、基づいて執行した、そいが不備があって今度また出されたということですから、その辺までの、どうせ出すからには配慮が必要でなかったのかな、っちいうふうに私は思います。
今年度の監査委員の検査の時に、来年ですけど、「これ、どうなのか。」と指摘された時に、どのように説明するのですか。だから、はっきりそういうところはやっとった方がいいんじゃないのかなと、いうふうに私は思いましたので、質問しているわけです。

**議長（近藤一輝）**　町長

**町長（山田憲道）**　お答えいたします。

確かに、そういうことは良く理解しているわけでございますけれども、こういう外郭法人へですね、出すのも初めてのことでもありましたし、いろいろ言う必要もないわけでございますけれども、私の知識が足りなかったと言いますか、理解度がなかった関係でですね、まったく申し訳ないと思いますが、どうか金はですね、還したりとか何とかっていうことじゃなくて、そのままですね、さしてもらえればと私は思っておるわけでございます。

**十番（立石隆教）**　議長、休憩。

**議長（近藤一輝）**　しばらく休憩します。

―休憩　午前十時十四分―

―再開　午前十時二十八分―

**議長（近藤一輝）**　再開します。

**総務課長（大黒泰三）**　先ほどの説明の中で、第八条の見出し「単純労務職員」を、「単独労務職員」で説明しておりますので、訂正をお願いします。

『単純』が本当でございます。

**議長（近藤一輝）**　町長

**町長（山田憲道）**　お答えいたします。

黒崎議員のおっしゃるとおりですね、四月から遡って還してもらって、そしてまた再度出すという方向にですね、やりたいと思っております。

申し訳ございませんでした。

**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第四十六号、公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　異議なしと認めます。

したがって、議案第四十六号、公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

**日程第四、議案第四十七号、平成十六年度小値賀町一般会計補正予算（第二号）を議題とします。**

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長

**総務課長（大黒泰三）**　議案第四十七号、平成十六年度小値賀町一般会計補正予算(第二号)の提案理由をご説明いたします。

この度の予算補正は、小値賀町が佐世保市・宇久町と合併することの意思を問う住民投票が八月二十九日に執行されますが、その選挙執行経費に係る予算の補正が必要になりましたので、計上しております。

また、住民投票にあたり、地域自治がおかれている現状と今後の見通しなどについて、講演会を開催する費用も計上しております。

既定の第一条は、第一表「歳入歳出予算補正」に示しますとおり、歳入歳出には変更はございません。

それでは、説明書事項別明細書四頁より、ご説明いたします。

二款・総務費、一項・総務管理費、十二目・住民投票費を六百五十万円計上しておりますが、その内訳として一節・報酬は、投開票の管理者・立会人・期日前投票の管理者・立会人・選挙管理委員会の委員等の報酬でございます。

三節・職員手当等は、投開票の事務従事者の手当等を計上しております。

八節・報償費で、投開票等事務謝礼と講演会の開催に対する講師謝礼を計上しております。
十一節・需用費で、選挙事務の消耗品費と開票時の弁当代を計上しております。
十二節・役務費は、不在者投票の請求に係る郵送分の郵便料でございます。
十三節・委託料は、講演会の進行に係る司会者の委託料を計上しております。
十四節・使用料及び賃借料で、繰上投票日の船舶借上料と選挙当日の投票所の借上料、講演会の聴衆者送迎に係るバスの借上料と、会場を予定しております総合体育館の冷房のためのクーラー車の借上料でございます。
十九節・負担金、補助及び交付金は、講師の旅費補助を計上しております。
十三款、一項、一目・予備費を六百五十万円減額し、予備費総額を六百五十八万一千円としております。
以上で、平成十六年度小値賀町一般会計補正予算（第二号）に係る補正予算の概要を説明いたしました。
よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

**議長（近藤一輝）**　これで提案理由の説明を終わります。
これから質疑を行います。
第一表『歳入歳出予算補正』について、歳出から順番に款を追ってご質疑願います。
第二款・総　務　費

**六番（松永勇治）**　松永議員
住民投票条例十二条の規定に基づきまして、講演会、まあシンポジウムということでありましょうけれども、開催経費が計上されておりますけれども、その内容ですね、講師が何人でどうだと、いうな内容を概略説明いただきたいと思います。
それとですね、二点はですね、十九節・負担金、補助及び交付金に『講師旅費補助』ということで上がっとりますけれども、これは自治法の第二百四条の報酬及び費用弁償及び二百七条にですね、実費弁償のいろいろな規定がありますけれども、実費の費用弁償及びその他講師の招聘に関わる旅費の経費は、九節・旅費に計上すべきではないかと、いうふうに私は解釈しておりますけれども、その点お尋ねいたします。
以上です。

**議長（近藤一輝）**　総務課長

**総務課長（大黒泰三）**　まず、報償費の講師謝礼でございますけど、三名の約三十万円で組んでおります。
講師旅費の補助についてですけど、旅費の費用弁償で出した場合、ご存知と思いますけど、いろんな旅費に出す形の中の旅費規程が町にもありますし、各まあ他町の、県でも何でもありますけど、他の人を呼んだ時、どういう形の費用弁償で出せばいいかっていうこともありましたので、これはもう単純に講師謝礼大体かかる分で、一人十万の四名ちゅうことで組んでおります。

**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。

**一番（加山雅徳）**　加山議員
十四節のですね、クーラー車借上料、二百万上がってますが、この内容についてご説明をお願いいたします。

**議長（近藤一輝）**　総務課長

**総務課長（大黒泰三）**　このクーラー車の借入れですけど、場所を総合体育館にした場合、今の体育館じゃ暑くておれないということで、先日、どれ位の経費がかかるのかということで、まあ入る入場者の数、面積から計算してもらったんですけど、これは一台当り百万、これは航送料から一切入っております。
それで、二台で足るかなあちゅうような状態ですけど、もし人員が増えた場合、センターで三百から四百入ると思いますけど、それ以上になった時、場所が大きな所じゃないと出来ない、ということで取りあえず、総合体育館を想定して予算を計上しております。

**議長（近藤一輝）**　加山議員

**一番（加山雅徳）**　大体内容は解かりましたけど、今、町長が目指す、単独で経費削減してやって行くと、いう状況のなかでですね、何故、このクーラー車を借りねいかんのか、でまた、どういう意味でこういうクーラー車を雇ってまでする必要があるのか、そこら辺、こりゃあ町民全体が小値賀町をどうするかということで考えとるわけですから、汗かこうが何しようがこういうとは私は要らんと思うってすね、（笑い声あり）
そいけん、よっぽど重要な人を呼ぶかどうか知らんですけど、こういうのはですね、もう言語道断ですよ、そこら辺町長のお考えをお願いします。

**議長（近藤一輝）**　町長

**町長（山田憲道）**　お答えいたします。

住民投票条例を皆さんの議会の方からですね、作成していただいた中で、「合併賛成・反対」のことで住民にですね、情報を公開しようということになっております。

そういう関係で、八月の十日位までが大体海士であろうと、八月十三日位までがですね、稲刈りだということで、時間がですね、今考えてるのが二時半から六時までという暑い中でですね、それで、十四日の日は盆もですね、六時過ぎから（お墓に）参るということで、これも一応予算はですね、上げはしましたが、皆様とですね、良く相談しながら果して体育館がいいのか、センターがいいのか、そういうことでいろいろと協議をしたいというふうに考えております。

そういう中で、一応どっちに転んでって言うのは言い方はおかしいですが、もし離島開発総合センターでやった場合には、福祉センターとかそれから娯楽室にですね、モニターテレビを運んででもやった方がいいのかですね、そういう関係でちょっと予算は多目に組んではおりますが、そういうことでクーラーのですね、『クーラー車借上料』というふうに一応書いてはおりますけれども、これもやはり議会の皆様とよくですね、相談しながらまだ今後決めたいと思っております。

ですから、この時間がちょっとなかったというのはおかしいんですが、そういうことで予算の方をですね、計上させていただいたということでございます。

それから当初、「合併賛成」の長崎県知事、それから「合併反対」ということになっているわけでございますが、田中知事、それと、合併賛成と反対の講師の四名を一応呼ぶ予定でしたが、長崎県知事が「来れない」ということで、一応今のところ、三名ということになっております。

**議長（近藤一輝）**　しばらく休憩します。

―休憩　午前十時四十三分―

―再開　午後一時十五分―

**議長（近藤一輝）**　再開します。

総務費、ほかに質疑はありませんか。

黒崎議員

**十一番（黒崎政美）**　クーラー車の借上料ですけども、予想として何千人お集まりになるのか、或いはクーラー車を使用しなくてもいいように離島開発センターでやってもいいと、いう状況になるかも分かりませんたいね、

だから、総合体育館でやるっちなると、結構広いし、容量も大きかし、結構あるじゃろうと思いますけども、場合によっちゃあ、そこを想定しとるけども、離島開発センターでもやるっちゅう用意はあるわけですたいね、

**議長（近藤一輝）**　町　　長

**町長（山田憲道）**　お答えいたします。

これは体育館であろうとですね、一応総合センターであろうと、どっちに転んでも良いような予算を組んだということをまず解かっていただきたいと思っております。

ただ、総合センターでやった場合、三百五十から四百位じゃないかと、それで体育館の場合だったら七百から八百以上まだ入ると、いうことで考えてたわけですが、もしセンターでやる場合にはモニターとかですね、いろいろのことを考慮しなければならないと思っております。

そういうことで、このクーラーの借上げということは一応上げておりますけれども、一応そういうことでですね、一緒にですね、話し合いながら両方ですね、考えておりますので、どちらでするというのはまた一緒に話し合いたいと思っております。

**議長（近藤一輝）**　黒　崎　議　員

**十一番（黒崎政美）**　今度の住民投票を行うことによって全部予備費で約六百五十万ちゅうとは、予備費の今までの約半分かな、だから後々のこともあるだろうし、出来れば安い方で対処していただきたいと、いうふうに思います。

**議長（近藤一輝）**　町　　長

**町長（山田憲道）**　私、六百五十万全体が本当はおしゅうございます。

だけど、皆様の住民投票条例ということで、止む無くですね、予算を組んだという次第でございますが、当然クーラーの二百万も勿体無いと、実際思っておりますが、これもやはり皆様とですね、私は大体住民投票したくない立場でございますが、皆様から「するように」ということであったもんですから、一応予算だけはですね、上げたということで、当然安い方にやるということには間違いないと思っております。

**議長（近藤一輝）**　松　永　議　員

**六番（松永勇治）**　今、町長から一応条例を定めて「やろう」という時にですね、「私は住民投票の六百五十万は勿体無い」

とか、ちゅうなことはちょっと謹んでいただきたい。この予算編成の中でですね、私はちょっと遺憾に思います。

**議長（近藤一輝）**　町　　長

**町長（山田憲道）**　先ほど言ったのは、「六百五十万が惜しい」というのはですね、二百万も惜しいわけですが、そういうふうに一応六百五十万、体育館でするかセンターでするかによってですね、大きくこういうふうに違うわけですが、これもですね、議会の方とですね、良く相談して、そして場所もいろいろ決めたいと、それで今までも私が独断で決めるということじゃなくて、やはり議長さんとかいろいろの各委員長さんと共よくですね、相談しながらやっておりますので、考え方は変わりません。

　そういうことで、議会と一緒になってですね、この条例をやるということでございますので、そういうことでご理解をしていただきたいと思います。

**議長（近藤一輝）**　松 永 議 員

**六番（松永勇治）**　町長のお考えでですね、少しでも安い経費でやろうと、いうお気持ちはほんとに私も理解できますけれども、「勿体無い」とかですね、ちゅうのは私はちょっと遺憾に思うわけですけど、その辺はどうですか。

　その言葉ですね…。

**議長（近藤一輝）**　町　　長

**町長（山田憲道）**　そういう言葉を言ったのは誠に失礼だとは思いますが、気持ちはそういうことです。

**議長（近藤一輝）**　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　第十三款・予　備　費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　これから歳出全般について、ご質疑願います。

　質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
まず、本案に反対者の発言を許します。
（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）
**議長（近藤一輝）**　反対討論なしと認めます。
次に、本案に賛成者の発言を許します。
（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）
**議長（近藤一輝）**　賛成討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、議案第四十七号、平成十六年度小値賀町一般会計補正予算（第二号）を採決します。
この表決は、起立によって行います。
議案第四十七号、平成十六年度小値賀町一般会計補正予算（第二号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
**議長（近藤一輝）**　起立全員です。
したがって、議案第四十七号、平成十六年度小値賀町一般会計補正予算（第二号）は、原案のとおり可決されました。

**日程第五、議案第四十八号、工事請負契約の締結についてを議題とします。**
本件について提案理由の説明を求めます。
**建設課長（中村敏章）**　議案第四十八号についてご説明いたします。
平成十五年度において、小値賀地区簡易水道と納島地区簡易水道を統合し一体化したわけでございますが、本年度小値賀地区統合簡易水道整備事業により、納島地区の水道水の安定供給を図りまして、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図るものでございます。
七月二十九日に入札を行い、門田建設株式会社が落札し、入札書記載金額七千八百二十万円に消費税を加算した金額八千

建設課長

二百十一万円で契約を締結したいと思います。
地方自治法第九十六条第一項第五号の規定、及び小値賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定により、本案をご提案申し上げます。
それでは、工事の概要をご説明いたします。
愛宕山下の前方分岐点より本島海岸納手までの区間六百三十二メートルは、ＨＩＶＰφ百ミリを埋設、本島海岸納手より納島上陸点までの区間八百五十二メートルは、ＰＬＰリング鋼管φ百ミリを埋設、納島の配水管はＨＩＶＰφ七十五ミリを三百三十六メートル、φ二十五ミリを百七十三メートル布設、また消火栓三カ所の設置を予定しております。
予定工事日数を百八十日間としております。
以上で提案理由の説明を終わります。
よろしくご審議のほどお願いいたします。
**議長（近藤一輝）**　これで提案理由の説明を終わります。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
**議長（近藤一輝）**　質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
**議長（近藤一輝）**　討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、議案第四十八号、工事請負契約の締結についてを採決します。
おはかりします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）**　異議なしと認めます。

したがって、議案第四十八号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に付議された案件の審議は、全部終了しました。

これで、平成十六年小値賀町議会第二回臨時会を閉会します。

―午後　一時二十七分　閉会―